

資料編

- 1 用語解説
- 2 策定までの経緯
- 3 松伏町都市計画審議会条例
- 4 松伏町都市計画審議会名簿
- 5 諮問書
- 6 答申書

1 用語解説

あ

空家バンク	空家を売りたい・貸したい人と空き家を買いたい・借りたい人をつなぐ制度。 要件を満たした物件をホームページで紹介しており、空家バンクに登録された物件は、自治体が広報することにより空家を活用したい方とのマッチングの機会が増え、成約率が高くなることが期待されている。
延焼遮断帯	市街地火災の延焼を阻止する機能を果たす道路、河川、鉄道、公園等の都市施設及びこれらと近接する耐火建築物等により構成される帯状の不燃空間のこと。
オープンスペース	公園や広場、運動場、水面など、建物に覆われていない土地や敷地内の空地の総称。

か

核都市広域幹線道路	圏央道と外環道の間位置し、神奈川県、東京都、埼玉県、千葉県を結ぶ広域的な幹線道路であり、地域高規格道路の候補路線として指定されている。
既成市街地	既に市街地を形成している区域で、相当の人口及び人口密度を有する市街地とこれに接続して現に市街化しつつある土地の区域のこと。
既存集落地	市街化調整区域において、一体的な日常生活圏を構成している地域であって、おおむね50以上の建築物が連たんしている地域のうち、建築物の敷地がおおむね50m以内の間隔で存している区域。
帰宅困難者	地震等の大規模災害の発生により、交通機関が運休止、通勤、通学、買い物、行楽などの外出先から帰宅が困難となる者。
共助	近所や地域の人（自治会、自主防災組織、地域コミュニティ）がお互いに助け合うこと。
激甚化	災害の規模や範囲が以前よりも大きく激しくなること。
工業専用地域	工場のための地域。どんな工場でも建てられるが、住宅、店舗、学校、病院、ホテルなどは建てられない。
工業地域	どんな工場でも建てられる地域。住宅や店舗は建てられるが、学校、病院、ホテルなどは建てられない。

高速鉄道東京 8 号線	東京都内の押上駅から千葉県内の野田市駅までの延伸について、2016 年（平成 28 年）4 月の交通政策審議会の答申において、「東京圏における今後の都市鉄道のあり方について」に位置付けられ、豊洲駅～住吉駅の延伸計画は、「国際競争力の強化に資する鉄道ネットワークのプロジェクト」、押上駅～野田市駅の延伸計画は、「地域の成長に応じた鉄道ネットワークの充実に資するプロジェクト」とされている。
高齢化率	総人口またはある地域の人口に、65 歳以上の高齢者人口が占める割合。
国土数値情報	国土交通省により無償で提供されている土地利用、行政区域、公共施設、社会インフラ、地域の災害リスク情報等の国土、土地・不動産、まちづくり等に関する基礎的な GIS データ。
コンパクト・プラス・ネットワーク	人口減少・高齢化が進む中、特に地方都市においては、地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、高齢者が安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携して、コンパクトなまちづくりを進めること（コンパクト+ネットワーク）。
さ	
市街化区域	すでに市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。
市街化調整区域	市街化を抑制すべき区域。
市街地開発事業	一定のエリアを区切って、そのエリア内で公共施設の整備と宅地の開発を総合的な計画に基づいて一体的に行う事業。土地区画整理事業・市街地再開発事業などの事業が規定されている。
自主防災組織	自治会などで地域住民が協力して、日常的に防災・減災活動に取り組む組織。
指定緊急避難場所	災害が発生したり、発生するおそれがある場合に、災害の危険から命を守るために緊急的に避難をする場所。
指定避難所	災害の危険に伴い避難をしてきた被災者等が一定期間滞在するための施設等。
人口集中地区（DID）	統計データに基づいて一定の基準により都市的地域を定めたもの。設定の基準は、1. 原則として人口密度が 1 平方キロメートル当たり 4,000 人以上の基本単位区等が市区町村の境界内で互いに隣接して、2. それらの隣接した地域の人口が国勢調査時に 5,000 人以上を有する地域とされている。

スプロール化	市街地が都心部から郊外へ向けて無秩序、無計画に広がっていくこと。
総合振興計画	10年後の将来像を掲げ、その実現に向け、進むべき方向性を定めるまちづくり全体の指針となるもので、令和6年3月に松伏町第6次総合振興計画が策定された。
た	
第一種低層住居 専用地域	低層住宅のための地域。小規模な店舗や事務所をかねた住宅、小中学校などが建てられる。
多世代同居	世帯主との続柄が、祖父母、世帯主の父母（または世帯主の配偶者の父母）、世帯主（または世帯主の配偶者）、子（または子の配偶者）および孫の直系世代のうち、3つ以上の世代が同居していること。
地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、地域に係る地震災害等に關し必要な事項を定めることにより、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的として策定するもの。
低未利用地	空き地及び空き家・空き店舗等の存する土地のことで、居住の用、事業の用その他の用途に供されておらず、又はその利用の程度がその周辺の地域における同一の用途若しくはこれに類する用途に供されている土地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる土地のこと。
都市機能施設	都市の居住環境の向上等のための機能を備えた施設のことで、医療施設、福祉施設、商業施設その他の都市の居住者の共同の福祉又は利便のために必要な施設であって、都市機能の増進に著しく寄与するもの。
都市基盤	道路・街路・鉄道・河川・上下水道・エネルギー供給施設・通信施設など生活・産業基盤や、学校・病院・公園などの公共施設のこと。
都市計画区域の 整備、開発及び保 全の方針（都市計 画区域マスター プラン）	都市計画法第6条の2の規定に基づき、県が定める都市計画。都市計画区域について無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため必要があるときは、区域区分の決定の有無や当該区域区分を定めるときはその方針、都市計画の目標、土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針などを定めるもの。
都市計画道路	人や物資の安全かつ円滑な移動を確保するための交通機能、都市の環境保全や防災性の向上を確保するための空間機能、都市構造や街区を形成し上下水道等を収容する市街地形成機能などを有し、都市の骨格を形成する重要な都市施設。

都市計画マスタープラン	都市計画法第18条の2の規定に基づく町の都市計画に関する基本的な方針。市町村の区域を対象とし、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるもの。町では、「総合振興計画」や「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即し、町民の意見を反映しながら、令和元年6月に松伏町都市計画マスタープランが策定された。
都市公園	都市公園法に規定される国又は地方自治体が設置する公園又は緑地。
都市構造再編集 中支援事業	「立地適正化計画」に基づき、地方公共団体や民間事業者等が行う都市機能や居住環境の向上に資する公共公益施設の誘導・整備、防災力強化、災害からの復興、居住の誘導の取組等に対し集中的な支援を行い、各都市が持続可能で強靱な都市構造へ再編を図ることを目的とする事業。
土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれのある区域。
土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)	急傾斜地の崩壊等が発生した場合、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域。
な	
内水	下水道などの排水能力を超える大雨や、河川の水位が上昇することで内水が排水できず、マンホールなどから水が溢れて、土地や道路などに浸水すること。
は	
ハザードマップ	自然災害による被害の軽減や防災対策に使用する目的で、被災想定区域や避難場所・避難経路などの防災関係施設の位置などを表示した地図のこと。
防火・準防火地域	市街地から火災の危険性を防ぐために、建物を構造の面から規制する地域。防火地域は、商業業務地などの市街地の中心部で、建物の密集度が特に高く、火災の危険度が高い地域に定め、準防火地域は、市街地の中心に近く、建物の密集度が特に高く、建物を耐火又は防火構造等とする必要がある地域などにおいて定める。
ま	
マイ・タイムライン	住民一人ひとりの防災行動計画。台風等の接近による大雨によって河川の水位が上昇する時に、自分自身がとる標準的な防災行動を時系列的に整理し、自ら考え命を守る避難行動のための一助とするもの。

まちづくり埼玉 プラン	埼玉県都市計画の基本指針となるもの。
松伏町国土強靱 化地域計画	強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法第13条の規定に基づき、いかなる災害が発生した場合でも町民の生命を最大限守り、地域社会の重要な機能を維持する「強さ」と、町民の財産及び公共施設の被害や生活・経済への影響をできる限り軽減し、迅速な復旧・復興を行う「しなやかさ」を兼ね備えた安全・安心なまちづくりを推進するため計画を策定。
道の駅	道路利用者のための「休憩機能」、道路利用者や地域の方々のための「情報発信機能」、そして「道の駅」をきっかけに町と町とが手を結び活力ある地域づくりを共に行うための「地域の連携機能」、の3つの機能を併せ持つ休憩施設。
や	
容積率	敷地面積に対する延べ床面積（各階の床面積の合計）の割合のこと。
用途地域	それぞれの土地利用にあった環境を保ち、また、効率的な活動を行うことができるよう、都市のなかを13種類に区分し、それぞれの地域にふさわしい建物の用途、形態（容積率、建ぺい率など）を定める制度。
B	
BRT（バス・ラ ピッド・トランジ ット）	走行空間、車両、運行管理等に様々な工夫を施すことにより、速達性、定時性、輸送力について、従来のバスよりも高度な性能を発揮し、他の交通機関との接続性を高めるなど利用者に高い利便性を提供する次世代のバスシステム。
G	
G I S	地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ（空間データ）を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術。

2 策定までの経緯

2023年度（令和5年度）

5月		松伏町立地適正化計画検討開始
8月	2日	第1回 松伏町立地適正化計画策定委員会
11月	7日	第2回 松伏町立地適正化計画策定委員会
2月	6日	第3回 松伏町立地適正化計画策定委員会
2月	15日	第2回 松伏町都市計画審議会

2024年度（令和6年度）

4月	22日	第1回 松伏町立地適正化計画策定委員会
5月	8日	第1回 松伏町都市計画審議会
6月	5日	議会報告（全員協議会）
6月	24日	国土交通省関東地方整備局・埼玉県・松伏町3者協議
7月	1日～	パブリックコメント
7月	31日	
8月	21日	第2回 松伏町立地適正化計画策定委員会
9月	26日	第2回 松伏町都市計画審議会
11月	1日～	立地適正化計画（計画の届出）周知期間
12月	28日	計画の公表

3 松伏町都市計画審議会条例

松伏町都市計画審議会条例

昭和 44 年 9 月 20 日

条例第 11 号

注 平成 19 年 3 月から改正経過を注記した。

(設置)

第 1 条 都市計画行政の円滑な運営を図るため、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 77 条の 2 第 1 項の規定に基づき、松伏町都市計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、都市計画法第 77 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する事項を所掌する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関若しくは埼玉県職員の職員又は住民

(臨時委員)

第 4 条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、町長が任命する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(任期及び失職)

第 5 条 委員の任期は 2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、その職にあるために委員となった者がその職を離れたときは、委員の職を失う。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、第 3 条第 2 項第 1 号に掲げる者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第 7 条 会長は、審議会の会議を招集し、その議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置く。

- 2 幹事は、町職員のうちから町長が任命する。
- 3 幹事は、会長の命を受け、会務を処理する。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、新市街地整備課において処理する。

(平19条例11・平27条例12・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和49年条例第6号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年1月10日から適用する。

附 則(平成12年条例第13号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の松伏町都市計画審議会条例第3条の規定は、改正前の松伏町都市計画審議会条例(以下「旧条例」という。)第3条第2項第1号及び第2号の委員の任期満了後に新たに任命する委員から適用する。ただし、旧条例第3条第2項第3号の委員については、この条例の施行日をもって委員の職を失う。

附 則(平成17年条例第16号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成19年条例第11号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成27年条例第12号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

4 松伏町都市計画審議会名簿

松伏町都市計画審議会条例

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

2 審議会の委員は、次に掲げる者のうちから町長が任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 町議会の議員
- (3) 関係行政機関若しくは埼玉県職員又は住民

選出区分	氏名	備考
(1)	井上 桂一	まちづくり関係者
	小島 朗	松伏町商工会長（令和6年6月30日退任）
	山崎 定之進	松伏町商工会長（令和6年7月 1日着任）
	山崎 久俊	松伏町農業委員会会長
(2)	川上 力	総務産業常任委員長（令和6年4月21日退任）
	高橋 昭男	総務産業常任委員長（令和6年4月22日着任）
(3)	小島 茂	埼玉県越谷県土整備事務所長（令和6年3月31日退任）
	落合 誠	埼玉県越谷県土整備事務所長（令和6年4月 1日着任）
	江田 浩之	埼玉県吉川警察署長
	高橋 久子	松伏町固定資産評価審査委員
	松下 英治	松伏町自治会連合会長

5 諮問書

新市第 404 号
令和 6 年 2 月 8 日

松伏町都市計画審議会
会長 井上 桂一 様

松伏町
上記代表者 松伏町長 鈴木 勝



松伏町立地適正化計画の策定について（諮問）

このことについて、都市再生特別措置法第 81 条第 1 項に規定される立地適正化計画の策定に当たり、同法第 81 条第 22 項の規定に基づき貴審議会の意見を求めます。

記

審議案件

松伏町立地適正化計画（案）について

6 答申書

2024年（令和6年）12月発行

発行／松伏町

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

HP：<http://www.town.matsubushi.lg.jp/>

編集／松伏町新市街地整備課 都市デザイン・公園担当

TEL：048-991-1803（直通）